

2016年12月 家計簿だより

京都生活協同組合
組織運営部
電話 075-672-6304
FAX 075-661-4311

※お嫁さんに感謝です※

長野から息子家族（子ども3人含む）5人が京都へ。孫（3歳、5歳、7歳）も私たち老人と一緒に家におれるので、息子夫婦2人で1日京都デートへ。食費がぐっとアップ。でも遠い所へ来てくれる嫁に感謝です。
(72才)

※うれしいけどね※

暑かった夏も終わり、早くも衣替えの季節となりました。少しずつ節約は頑張っていますが、結婚した子どもがお嫁ちゃんの出産を迎え、色々実家である我が家に言ってきます。少し出費が増えそうです…嬉しいけど!!
(58才)



※ワンちゃんがやってきたよ※

子どもたちにせがまれ、ワンちゃんを購入しました。本当に可愛く、子どもたちもとてもかわいがっているのですが、お世話は大変です。そして出費も…。ただ我が家に来てくれたからには、大切にし一日でも長く一緒に居られるよう大事に育てたいです。
(40才)

※自分にお疲れさま※

来年でモニター制度が終わりになるとの報はガツンとききました。理由を知って納得、世の中の動きはそうなっているのですね。私にとっては30年目のモニター。節目の年で終わりを告げます。一度も欠かさず提出でき、自分をほめることにします。来年30年目の提出もパーフェクトでいけるよう、体力・気力維持に努めたいと思います。
(75才)

※あっという間でした※

運動会やらなんやら、いそがしくすぎた9月でした。
(38才)

※こちらこそお疲れさまでした※

家計簿提出することで最後まで集計する習慣ができ、今後もボケ防止になると喜んでましたが残念です。でもお金の流れをきちんと把握でき、いろんな面で役立ってきました。皆さんの声を聞けるのも楽しみでした。集計にたずさわられた方々、本当にご苦労さまでした。来年もう一年あるとの事、頑張ってお届けしたいと願っております。来年、後期高齢者です、嫌な言葉ですね!!
(74才)

※間食は控えめに…※

必要最低限の食費に留めているつもりでも、お菓子のウェイトが大きすぎる事に気づきました。授乳でお腹すくからとはいえ、夜中のお菓子パクッ!!は、体重・母乳的にもよろしくなく、夜型勤務の主人に合わせてのおやつタイム、遠慮して早寝と思う今月でした。
(31才)



※ぼちぼち老い支度※

4月末から始まって、公正証書（遺言）を弁護士さんをお願いして、夫の分と私の分と二通り作成しました。執行人も弁護士さんをお願いしました。一人分が5万円です。夫が介護保険を申請して要介護1と認定され、室内のあちこち手摺を取り付けるよう申請しています。シルバーカーは自費負担で購入しました。
(75才)

※本当にありがとうございます※

家計簿の取り組みが終了するんですね。家計簿って際限ないから。終了するなんて思わなかったです。自分ちのものなので、納得のいくようにやればいいことだけど、提出があるからなんか一体感があってつけてこれてました。みんなの暮らしを近くに感じながらやってたから、あたたかい取り組みだったなって、気づいたところです。

(42才)

※届きましたよおー※

22日に親指を骨折しましたので、どうも字が書けなくて遅くなりました。後3ヶ月早く書けるようになる事を願って頑張ります。10日までに届くかな??? (86才)

(事務局より：お大事になさってください。一日も早く回復されますように願っています。ご提出ありがとうございます。)

※お世話になりました※

家計簿提出が来年度で終了とのことのお知らせを読みました。一時代が終わった感がありました。お役目が終わったんですね。長年ずっと提出してきました。提出できる年代や生活の仕方は限られた方のものであり、データに偏りが出てくるのは仕方ない気がします。今後はどんな形で庶民の暮らしを見つめ、発信していかれるのかなと思いました。私はこの家計簿提出のおかげで毎月の決算等のメリハリができています。今後はどうしていこうかな～ (48才)

※お気持ち、お察します※

実家の父が入院、今月退院。手伝いのため、仕事を休んだのでパート収入減です。夕食準備ができずにお惣菜を買ったり、思わぬ出費も。これからは、こういうことも増えてくるんだろうなあ。 (51才)



ご案内再
掲載

家計の見直し学習会のご案内

家計簿モニターさん対象の学習会のご案内です。

家計簿をつける習慣がすっかり身についた方も、まだ苦労しているよ・慣れないなというモニターさんも、12月に開催します家計の見直し学習会にご参加ください。講師はFP オフィス K&W、家計簿だより「孝子の家計のツボ」のコラム筆者の家計サポーター渡邊孝子さんを含む2名（お二人ともCFPの資格をお持ちです）で、ゲームとお話しをしていただきます。お申込みをお待ちしております。

日時：12月13日（火）10時～12時

場所：コープ御所南4階 談話室（京都市営地下鉄丸太町駅下車6番出口から徒歩2分）

定員：20名 \ 会議室（談話室となりの会議室が会場です）

お申込みは、[メール kakeitantou@kyoto.co-op.jp](mailto:kakeitantou@kyoto.co-op.jp)（受信設定をして送信してください）

お名前・家計登録番号をお知らせください。お問い合わせもどうぞ。

電話/075-672-6304 fax/075-661-4311 または家計簿の提出にメモを添えてお申込みください。

●事務局よりご連絡● 2017年モニターご登録の方に生協の家計簿をお送りしています。

今回、最後の家計簿モニター登録を受け付けています。2017年モニターを続けていただける方で、登録がお済みでいらっしゃらない方は、下記連絡先までご連絡ください。その際は家計登録番号をお知らせください。（宛名ラベルに記載されています）

京都生協 組織運営部 家計担当 松村

Tel：075-672-6304 Fax：075-661-4311

Eメール：kakeitantou@kyoto.co-op.jp（受信設定してご連絡ください）

2016年まででモニター終了される方々にはこれまでのご協力に心より感謝申し上げます。

2016年12月分までご提出ください。よろしくお願いたします。



もしも、自転車で事故をおこしてしまったら・・・？

個人賠償責任保険について

個人賠償責任保険は、日常生活で個人が自己の責任による事故などにより他人にケガを負わせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を負った際に保障を行う保険です。以下に幾つか支払いの対象となった事例と対象にならなかった事例を挙げます。この保険がどのような保険であるか概要を理解いただけるかと思えます。特に最近多い自転車の事故では、もし加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。下記の表は自転車での加害事故例です。

「自転車での加害事故例」

賠償額 *	事故の概要
9,521 万円	男子小学生(11 歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において走行中の女性(62 歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折などの障害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013 年 7 月 4 日判決)
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24 歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)がのこった。(東京地方裁判所、2008 年 7 月 4 日判決)

* 賠償額とは判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額) <日本損害保険協会調べ>

「個人賠償責任保険の支払い事例」

○ 支払の対象となる事例	× 支払いの対象とならない事例
<ul style="list-style-type: none"> ・親子でキャッチボールをしていて他人の家のガラスを割った。 ・愛犬が他人にかみついた。 ・アパートで風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。 ・誤ってベランダから物を落としてしまい、通行人にケガをさせた。 ・買い物にいて、誤って商品を壊した。 ・自転車で誤って人にぶつかり、ケガをさせた。 <p>※その他、対象となる場合の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> * 個人賠償責任保険を複数契約した場合、最高保障額は合算した金額となりますが、損害額に対して重複しては支払われません。 * 国外で起きた事故でも対象になります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人から借りたもの、預っているものに対する賠償責任。 ・仕事中に起き、その業務の遂行に起因する賠償責任。 ・駐車場で隣の車に傷をつけた。 ・同居するおじちゃん的眼鏡を踏んで壊した。 <p>※その他、お支払いの対象とならない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * 法律上の賠償責任が発生しないと保障の対象にはなりません。 * 実際のお支払いは事故発生の状況に応じた判断となります。

参考資料: CO・CP 共済パンフレット

©近畿圏における自転車保険義務化動向 (兵庫県 H27 年 10 月、大阪府 H28 年 7 月、滋賀県 H28 年 10 月施行)

今回は確定申告についてです。